

● 別表（第2条、第3条関係）

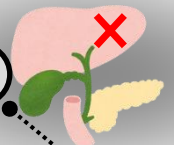
イ：両眼の失明      □：精神の著しい障害



ハ：神経系統の著しい障害



ニ：胸腹部臓器の著しい障害



ホ：上下肢の喪失又はその機能の著しい障害



ヘ：手指・足指の喪失又はその機能の著しい障害

ト：イからへまでに掲げる障害に準ずる障害



省令第5条第2号：一年以上の入院

故障の種類	認定基準
省令第5条第1号イに該当するもの	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受けている者で当該障害の程度が1級又は2級に該当しているもの又はこれに準ずる状態にあることを医師の診断書により証明することができる者であること。
省令第5条第1号□に該当するもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で当該障害の程度が1級に該当しているもの若しくは埼玉県療育手帳制度要綱（平成14年埼玉県告示第1365号）に基づく療育手帳の交付を受けている者又はこれに準ずる状態にあることを医師の診断書により証明することができる者であること。
省令第5条第1号ハ、ニ又はホに該当するもの	身体障害者手帳の交付を受けている者で当該障害の程度が1級又は2級に該当しているもの又はこれに準ずる状態にあることを医師の診断書により証明することができる者であること。
省令第5条第1号ヘに該当するもの	両手の手指にあっては身体障害者手帳の交付を受けている者で当該障害の程度が1級から3級までに該当しているもの、両足の足指にあっては身体障害者手帳の交付を受けている者で当該障害の程度が1級から4級までに該当しているもの又はこれらに準ずる状態にあることを医師の診断書により証明することができる者であること。
省令第5条第1号トに該当するもの	介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分が要介護1又は2である者又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームに入所している者であること。
省令第5条第2号に該当するもの	1年以上の期間を要する入院をしている者又は民法第8条に規定する成年被後見人であること。